

## 沼田市建設工事検査技術基準

### (目的)

第1条 この基準は、沼田市建設工事検査規則第7条に基づき、工事検査に必要な技術的基準を定めることにより、円滑かつ適正な工事検査の執行を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この基準は、沼田市建設工事検査規則により実施される土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の検査に適用する。ただし、工事の内容により、この基準を適用することが不適当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

### (検査内容)

第3条 検査は、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

### (工事実施状況の検査)

第4条 工事実施状況の検査は、契約図書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録(写真、ビデオによる記録を含む(以下「各種の記録」という。))と、契約書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

### (出来形の検査)

第5条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき現地の状況、工事規模を勘案し検査を行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### (品質の検査)

第6条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### (出来ばえの検査)

第7条 出来ばえの検査は、仕上がり面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

### (出来形管理及び品質管理)

第8条 管理基準及び規格値は、別表第4に基づき行うものとする。

(工事写真管理)

第9条 工事写真は、工事経過の記録、使用材料の確認、出来形寸法の確認、品質管理の確認、維持保全の資料、問題解決の資料として欠くことのできないものであり、撮影時期、枚数を適正に行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

## 別表第1(第4条関係)

## 工事の実施状況の検査留意事項

項 目	関係書類	内 容
1. 契約図書 of 履行状況	契約書、仕様書、施工計画書、打合せ書等	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況、関係法令による手続き及び許可の処理状況
2. 工事施工状況	施工計画書、工事打合せ書、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3. 工程管理	実施工程表、工程報告書、工事打合せ書	工程管理状況及び進捗状況
4. 出来形管理	出来形管理図表、出来形管理写真	出来形管理状況
5. 品質管理	品質管理図表、品質管理写真、品質管理写真	品質管理状況及び試験結果
6. 安全管理	契約図書、安全管理写真、工事打合せ書	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
7. 施工体制	施工計画書、施工体系図、施工体制台帳等	適正な施工体制の確保状況

別表第2(第4条関係)

## 出来形検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
共通	共通的 工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)
		法枠工、吹付 工、植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)
		基礎工	基準高、根入長、偏心量 構造物の1基又は1目地間当り1箇所以上
		石・ブロック積(張)	基準高、法長、厚さ、延長 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)
	用排水 工	コンクリート水路 (排水)工	基準高、延長、幅、高さ 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)
		プレキャストコン クリート水路(排 水)工	基準高、延長、形状寸法 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)
	擁壁 工	コンクリート擁壁 工	基準高、延長、躯体形状寸 法 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)
		プレキャストコン クリート擁壁工	基準高、延長、土留高(地 上部) 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)
	一般 舗装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ 基準高、幅は50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50 m以下の場合には2箇所以上)。基準高は下層路盤工のみ 実施 厚さは、出来形管理図表及び写真等によるが、必要と認め たときは、掘起しによる。
		舗装工	幅、厚さ、横断勾配、平坦 性 幅は、50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下 の場合には2箇所以上) 厚さは、厚さ管理用のコアーによるが、必要と認めたと きは、コアー抜取りによる。 平坦性は、資料検査
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)
	河川	土工	基準高、幅、法長 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)
		築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法 長、延長 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)
浚渫		基準高、幅、厚さ、延長	
樋門・樋管		基準高、幅、厚さ、 水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造寸法表示 箇所の任意部分	
水門		高さ、延長 函渠は同種構造物ごとに2箇所以上	
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延 長 50mにつき1箇所以上(ただし、施工延長50m以下の場合 は2箇所以上)	
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、ス パン長、変位 スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造物図の寸 法表示箇所の任意部分	
	鋼橋上	部材寸法、基準高、支間 長、中心間距離、キャン パー 部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所の任意部 分 その他は、5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間 につき1箇所以上	
	コンクリート橋上部	部材寸法、基準高、幅、高 さ、厚さ、キャンパー 部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所の任意部 分 その他は、5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間 につき1箇所以上	

下水道	シールド管渠	基準高、延長、中心線のずれ、仕上がり内径、二次覆工厚	基準高、仕上がり内径は、1施工箇所 <sup>2</sup> に2箇所以上 その他は適宜実施
	推進工管渠	基準高、延長、中心線のずれ	基準高は、1施工箇所 <sup>2</sup> に2箇所以上 その他は適宜実施
	開削工管渠	基準高、延長、中心線のずれ、幅、高さ	基準高は、1施工箇所 <sup>2</sup> に2箇所以上 その他は適宜実施
	人孔工	基準高、形状寸法	全箇所
	マンホールポンプ場、 終末処理場	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、深さ、長さ、高さ等	構造物ごとに適宜決定
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定

備考

- 1 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査ができない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明等により検査することができる。
- 2 施工延長とは施工延べ延長をいう。また、施工延長の測定は各測点間の抜き取り測定をすることにより全延長の測定を省略することができる。
- 3 別表第2は標準を示したものであり、記載されていない項目及び建築工事、電気設備工事、機械設備工事については、別表第4に基づき行うものとする。

運用基準

工種	検査内容	検査密度
舗装工	厚さ	コアの抜き取りは 平積2,500m <sup>2</sup> 以下は1箇所以上 4,000m <sup>2</sup> 以下は3箇所 7,000m <sup>2</sup> 以下は6箇所 7,000m <sup>2</sup> を超える場合は10箇所を標準とする。
石・ブロック積 (張)	抜石	必要と認められた場合1箇所以上
コンクリート擁壁	保水	必要と認められた場合1箇所以上

## 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1)品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か。	(1)観察又は品質証明書により検査する。 (2)場合により実測する。	
	基礎工	(1)支持力は、設計図書等と対比して適切か。 (2)基礎の位置。上部との接続等は適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。	
	土工	(1)土質、岩質は、設計図書等と一致しているか。 (2)支持力又は密度は設計図書等と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書等と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は、設計図書等と対比して適切か。	主に実際に操作して検査する。	
道路	舗装	路盤工	(1)路盤材料の合成粒度は設計図書等と対比して適切か。 (2)支持力又は締固め密度は設計図書等と対比して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書等と対比して適切か。	(1)主に厚さ管理用に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2)場合により実測する。

## 備考

1 別表第3は標準を示したものであり、記載されていない項目及び建築工事、電気設備工事、機械設備工事については、別表第4に基づき行うものとする。

## 運用基準

工種	検査内容	検査方法
無筋コンクリート	コンクリート強度	施工管理記録のほか、シュミットハンマーによる表面圧縮強度試験を適宜行う。

## 管理基準及び規格値

工 種	管理基準および規格値	
一般土木工事	群馬県県土整備局監修	土木工事施工管理基準及び規格値 土木工事標準仕様書
建築工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修  国土交通省住宅局住宅総合整備課監修	公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 建築工事監理指針 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 建築改修工事監理指針 公共住宅建設工事共通仕様書
電気設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 電気設備工事監理指針 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
機械設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 機械設備工事監理指針 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)